

5月は「消費者月間」です。

「消費者保護基本法」（現・消費者基本法）施行20周年の1988年から始まり、毎年5月に被害防止などの啓発が強化されています。

消費者庁が設定した今年の統一テーマは「行動しよう 消費者の未来へ」。消費生活においても、消費者被害の防止や消費者の自立支援に加え、将来のより良い社会に目を向けた、消費者の行動が重要となっています。

例えば、商品の買い過ぎや過剰包装を避け、地元のものを購入して地域の活性化を促すなど、環境や社会に及ぼす影響を考えて行動するということです。一人ひとりの心がけが、将来に美しい地球を残すことにつながります。

県消費生活センターでは悪質商法による被害や契約トラブルを防ぐための注意点、消費生活に関する知識を伝える「消費生活出前講座」を実施しています。

町内会や老人クラブの学習会、学校の授業、職場やPTAの研修会など、皆さんの学習の場としてぜひご活用ください。センターの職員が皆さんのところへうかがいます。講座では、トラブルの事例や対処法を紹介しています。要望に応じて、ロールプレイング形式を取り入れるなど、受講者参加型で楽しく学ぶこともできます。

講座は無料で、平日の日中だけでなく、土日や夜間も対応していますので、センターの担当（023・630・3239）まで気軽に問い合わせてください。

商品・サービスの契約に関するトラブルや消費生活に関する困りごと、心配なことがあれば、すぐに消費生活センターや、市町村の消費生活相談窓口にご相談ください。

（県消費生活センター）